



週)報

2014～2015年度))) R I 会長)ゲイリー C . K . ホアン)
R I のテーマ) 『ロータリーに輝きを』)
地区のテーマ)))「行動) ACTION」) ガバナー)坂本元彦)

国際ロータリー
第2570地区

狭山中央ロータリークラブ

〔例会場〕狭山東武サロン〒350-1305) 狭山市入間川 3-6-14) TEL)04-2954-2511
〔事務所〕〒350-1305) 狭山市入間川 1 -24-48) TEL)04-2952-2277) FAX)04-2952-2366
<http://www1.s-cat.ne.jp/schuohrc/E> - mail:schuohrc@p1.s-cat.ne.jp
会長)稲見) 淳) 会長エレクト)奥富喜平))副会長)坂本松男) 幹事)江原伸夫)

〔第3グループ内の例会日〕 狭山(金)、新狭山(月)、入間(木)、入間南(火)、飯能(水)、日高(火)、狭山中央(火)
所沢(火)、新所沢(月)、所沢西(水)、所沢東(木)、所沢中央(月)

第1002回(7月22日)例会の記録

点 鐘 稲見 淳会長
合 唱 我らの生業
第2副SAA 寶積君、石川君
卓話講師 衆議院議員 大塚 拓様
(入間RC)

出席報告

会員数	出席者数	出席率	前回修正
36名	28名	75.76%	85.29%

会長の時間

稲見会長

「6億円当たったらあなたに起こること」

1000万円以上の高額当選者860名に行ったアンケート調査によると、当選者の42%が会社員、44%が60才以上です。購入頻度は年5回、ジャンボ宝くじの枚数は男性30枚・女性10枚買った人が最多です。



今年の当選金額はサマージャンボ史上最額。最大78人もの億万長者が生まれる可能性があります。もしそんな大金が当たったらどうするのか。まずは宝くじ券と本人確認書類、印鑑を持ち、みずほ銀行に行く。

当選券の真贋鑑定と当選金の支払い手続を依頼する。数日後に確認されれば晴れて億万長者の仲間入りを果たすことになります。

プライバシーへの配慮から応接室などの個室に通されるので、誰かに知られる心配はない。ただし一人でも誰かに打ち明けたら、うわさが広まるのは時間の問題と考えた方がよい。

寄付を依頼されるのも借金を申し込まれるのも、もとは本人が口を滑らせたのがきっかけなのだ。

【その日】から読む本

『【その日】から読む本 突然の幸福に戸惑わないために』(そのひからよむほん とつぜんのこうふ

くにとまどわないために)とは、日本の宝くじにおいて、1,000万円以上の高額当せん者に対して、無料で配布されている小冊子である。

三部構成になっておりまして、少し紹介しますと、**第一部「今すぐやっておきたいこと、やってはいけないこと」**

- 1、受け取った当せん金は、とりあえず安全な場所へ
 - ・安全のため、当せん金は銀行等の口座へ
 - ・絶対に必要でない限り、現金は持ち帰らない
 - ・当せん証明書の発行を依頼しておく
 - ・グループ買いなら、メンバーの委任状が必要
- 2、これからのスケジュールを思い描いてみよう
 - ・今後の大まかなスケジュールを立てる
 - ・何かを決めるには、気持ちを落ち着かせてから
 - ・グループ買いなら、当面の「決まり」を作っておく
- 3、ちょっと待て、落ち着いてからでも遅くない
 - ・後悔するような軽はずみな言動に注意する
 - ・当せん直後は、興奮状態にあるという自覚を
 - ・自分の性格やクセを見つめなおそう
 - ・時間は見方と心得よう

第二部「落ち着いてから考えること」

- 1、当せん者にしかわからない悩み、知っておこう
 - ・ひとりでも人に話せば、うわさが広まるのは覚悟しよう
 - ・神経質になりすぎているかチェックを
 - ・当せん金の使いみちを考えながら、気持ちの切り替えを
 - ・興奮の後に訪れる不安は、以前の自分に戻るための通過点

- 2、だれに当せんしたことを知らせる（知らせた）か
 - ・知らせる必要のある人を全てリストアップ
 - ・よく考えて、知らせる優先順位を決める
 - ・グループ買いの場合は、メンバー間で統一を
- 3、誰にお金を分与するか
 - ・当せん金の分与者リストを作る
 - ・贈与税について知っておく
 - ・分与に関する言動・決定は慎重に
- 4、お金の使いみちを考えよう
 - ・当せん金は、当面使うお金と残すお金に分ける
 - ・ローンや借金の返済を優先する
 - ・残ったお金でしたいことを考え、その重要度を判断する
 - ・決めた使いみちを、後で見なおす機会をもうける
 - ・5．当せんして何がかわるか
 - ・当せんして、自分そのものが変わることはない
 - ・当せんしても自分は自分を心得よう
 - ・当せんは、幸せになるための手段の一つだと思うこと

第三部「当面の使いみちが決まったら考えること」

- 1、残ったお金をどうするか
 - ・何のためにお金を残すかを考える
 - ・住宅・教育・老後で必要なお金を考える
 - ・すでに決めた将来のお金の使いみちを、ここでもう一度チェック
- 2、将来の目的に合わせて、お金を考える
 - ・残したお金の合理的な運用法を考える
 - ・運用におけるリスクとリターンを自分のはかりにかけ
 - ・もしもの時のために遺言状を作る
- 3、運用を始める前にチェックしておくこと
 - ・運用法を決定する前に、専門家のアドバイスを
 - ・最終決定は自分の責任で行う
 - ・運用法は定期的に見なおす

万が一、当選した時の参考にしていただければと思います。

幹事報告

江原幹事

1. 秩父音頭まつり参加について
2. 第3G 会長・幹事会開催について
3. 前年度地区会員増強優秀クラブ(純増)について
4. 「My Rotary」アカウント登録手引書の活用について
5. クラブ研修リーダーセミナー開催について
6. 社会奉仕活動報告データ提出依頼について

委員会報告

R 情報・雑誌)))))))))) 若松委員長)

今年度「ロータリーの友」を担当することになりました。よろしく願い致します。

【横書】

まず、ロータリーの創始者ポールハリス氏の写真があります。

3 頁には、ロータリーの友の委員長の文面が載っております。7 月は新年号でございまして、特に気持ちを入れて橋本さんが書いております。なぜロータリーでは雑誌の有料購読をロータリアンに義務づけているのか等、色々なことが書かれておりますので、是非読んでみて下さい。

7 頁には、新会長のメッセージが載っております。台湾の方で、孔子さんの話を例にして、色々な話が書かれております。そして、ロータリーに輝きをもたらす方法ということについて書かれておりますので、是非一度読んでみて下さい。

8 頁は、新会長の紹介記事が載っております。「讚」とは台湾語で「素晴らしい」という意味だそうです。新会長の名前はゲイリーC.K.ホアンさんと言いますが、ゲイリーとは、アメリカにホームステイに行っている時に、ゲイリー・クーパーのファンだったホストファミリーに付けてもらったニックネームで、気に入ってずっとつけていると書いてありました。

24 頁には、我が 2570 地区の「がんばれ！赤ひげ先生」という、坂本元彦ガバナーの紹介記事が載っております。

56 頁には、ご投稿をお待ちしていますということで、何か月か前に松浦さんの弟さんの記事が載りましたが、是非皆さんも知り合いでも本人でも構いませんので載せて頂き、ロータリーの友に少しでも興味を持って頂ければと思います。

【縦書】

4 頁は、茂山千五郎さんという、狂言のお師匠さんの話ですが、狂言の歴史等色々書かれております。興味のある方は是非読んでみて下さい。また、ここにお豆腐主義と書かれているのかと思いましたが、このお豆腐主義の意味も書かれており、なるほど、参考になるものがあるかと思えます。

21 頁の卓話の泉に、「PM2.5 の影響」ということで、今話題の PM2.5 のことが細かく書かれております。こちらも知っていた方が絶対に得ですので、是非読んでみて下さい。



《)会員 3 分間スピーチ)》

古谷博会員

昨今、新聞紙上で「農業改革」が多く議論されているようだ。5月に政府の規制改革会議が取りまとめた「農業改革に関する意見」、その後6月に与党の意見を踏まえて修正された案が、政府に答申された。



今後その改正案が、国会へ提出される方向と聞いている。「農協とは、規模の小さい農家が助け合う為の組織。納期や農業資材等をまとめて安く購入したり、農作物を有利に販売したりする。国も税制優遇などで支援している。戦後 1947 年に発足し、ほぼ一貫して自民党の票田とされた。農業人口の減少に伴い、会社員など農家でない人も組合員として加入させ、優遇金利等金融サービスで収益をあげている。」

5月規制改革会議、農業WG(ワーキンググループ)により、意見が公表された。その内容は、JAや農業委員会を解体し、農外企業の農地所有などを促進しようとするもの。

JAの代理店方式等の導入(信用・共済事業の分離)

准組合員の事業利用の制限

中央会制度の廃止

JA全農の株式会社化

「農業改革に関する意見」の表の目的は、農業の成長産業競争力強化であるが、裏は農村社会の秩序そのものを壊し、農地法も改正し、農外企業による土地の所有や農村市場への参入などを自由にしたいという意図を感じる。

農業WGのメンバーは、協同組合やJAの事情に深く精通しているメンバーはいない。むしろひどく企業寄りの偏った人たちと言える。

)
)
)



「外来卓話」・・・・・・・・



衆議院議員 大塚 卓先生

狭山中央ロータリーの皆様には、平素より大変お世話になっておりますこと、改めて心から感謝を申し上げます。また寶積先生には本日お声掛けを頂きまして、誠にありがとうございました。

国会は6月に閉会を致しましたが、今は8月中下旬に向けて予算の作成をしております。この作業と、日本の仕組みで国会開会中はなかなか海外等々に行けないということがありますので、この時期は出張ものが集中しております。

先ほど宝くじの話がございまして、私も買ってみようかと思いましたが、宝くじと合わせて「カジノ」が、今日本で一つテーマとなっております。これまでカジノは認められておりませんでした。速ければこの秋の臨時国会、或いは来年の通常国会辺りで、カジノを解禁しようではないかという意見が盛り上がってきております。

先週シンガポールに行っておりました。最大の目的は、安全保障関係の話をするということでしたが、合わせてカジノの視察もしてまいりました。シンガポールもカジノを導入するにあたり、風紀が乱れるのではないかと、破産するような人が増えては困るといった大変な議論があったようです。しかし、そこはトップダウンで決断が出来る国ですので、カジノを導入した結果、外国人旅行者が倍くらいに増え、カジノからの直接の税収だけで数百億円があがるようになっていくという話でした。一方で、シンガポール人があまり博打にはまっちはいけないということで、外国人は勿論タダで入れるわけですが、シンガポール人がカジノに入る場合は、1回あたり1万円を払わなければいけないという仕組みも合わせて導入しているとのことでした。

圧倒的に多いお客さんは中国人で、8割だと言っておりました。普通の人々が賭ける場所とVIPが賭ける場所は違うのですが、VIPの方に行くと8割を超えているのではないかと、恐らくですが、政府、役人関係者が汚職のお金を、本国では使えないので、カジノに来て落としていくという流れになっているのではないかと思います。

このようなカジノが今後できるようになるかも

しませんが、賭けている人たちをずっと見ておりまして、そう勝てるものではないと思いましたので、宝くじを買うくらいの方が生活には影響がなく、良いのではないかと思いました。

出張関連で言いますと、台湾にも行き、アメリカと日本と台湾 3ヶ国の安全保障会議にパネリストということで参加をしてきました。外務省主催のディナーで、隣に座った方がロータリーの方でございました。非常に社会的立場も高い方なのですが、話題の中で最初にでてきたことがロータリーで、ロータリアンであることを大変誇りにされておられました。台湾ではどうもロータリーに所属しているというステータスが、日本の感覚よりも非常に高いということもあるようです。今気づきましたが、今年の会長が台湾の方ということで、これも影響しているのかもしれない。

他にはフィリピンのミンダナオ和平合意というものが今年成立を致しました。フィリピンの南の方にミンダナオ島という所がありましたが、ここが反政府テロ組織のようなものと長年内戦状態にありましたが、今年の5月に平和条約が結ばれました。これには日本も1枚かんでおりまして、フィリピンの大統領と MNLF というテロ組織のトップとの会談を成田空港でアレンジしたり、JICA が色々サポートをしたりということがありました。

また実は私、フィリピン議員連盟の事務局長という仕事もしており、その関係もあって、これからどういった政府を作っていくかという平和セミナーを先だって広島で開催し、出席してきました。

国会の話ですと、この通常国会、非常に忙しい国会でありました。昨年からずっと忙しいのですが、私自身正月以来一度も休みが取れていない状況です。今年の国会で、政府の新規提出法案は97.5%が成立を致しましたが、これは10年振りの高い成立率ということで、小泉政権の初期以来ということです。政権交代もありましたし、ねじれ国会というものが過去8~9年とございましたので、その間、政府が必要だと思って国会に法律を提出しても、成立できない、或いは先送りされるということをやっと繰り返してまいりました。昨年の安倍政権になってからでも、昨年の通常国会では8割、その前の政権では5割、6割が当たり前という状況が続いておりましたが、やっと政府が必要だと思った法律については、ほぼ通せるという状況になりました。それと同時に、過去7~8年に難しいということで先送りされてきた案件、時間切れギリギリというものが多数あり、これを処理しなければならぬということで、合わせて一生懸命処理をしております。集団的自衛権の問題も、そうした問題の一つでございます。このようなことをしておりましたので、大変多忙な国会でありました。

私自身の職責という意味でいいますと、今、法務部会長という役を頂いております。法務部会が

何をやっているかということをご説明させて頂きますと、自民党は部会という組織がございます。政策分野ごとに法務部会、外交部会、経済産業部会といったような部会がございます。各部会には部会長という責任者が指名をされておりますが、これが与党側の政策の責任者ということになります。政府側の責任者は大臣になり、私のカウンターパートは、谷垣法務大臣ということになります。

議員内閣制ですので、与党が政府と一体になって法案を通していくということになりますが、実際に国会に法律を出す前には与党審査というものを行い、この中で、政府がこの法律を国会にかけたいといった時に、良いことや修正しなければいけないといったことを、与党として審査して決めることになっております。それを法務部会では法務省所管、裁判所所管の事項について行うことになっております。わかりやすく言うと、拒否権を持っているということになるのです。政府がやりたいと言っても、部会がダメだと言うと国会にかけられることもできません。拒否権があることをてこに、非常にこの分野においては力を持っているということになります。

部会長とは普通当選2回の人が見つからないポストで、大体法務部会長であると当選4~6回といったあたりで、副大臣よりも強い権限を持っております。しかし同時に、法務部会とは非常に厄介な話が多く、価値観が激しく対立をしてなかなかまとまらないという案件が多いところです。そのためあまり人気のないポストであり、そのため、おそらく私が指名されたのではないかと感じておりますが、この法務部会長を昨年来務めさせて頂いております。

所管をしているのが刑法・民法・商法・会社法といった基本法、世の中のルールの基本を司る部分、それから検察や入国管理といった、権力をそのまま行使するような分野、そして裁判所も所管をしております。他に公安部門、公安調査庁等情報部門、刑務所も所管をしております。

今年、法務関係で通った法案の中で大きいものを挙げますと、一つは会社法の大きな改正です。会社法というと、特に今回の場合は上場企業が主に関係をしてくるわけですが、日本のコーポレートガバナンスとは非常に遅れていると、予ねてより指摘をされていたところがございます。日本だと昔はメインバンクが各会社のガバナンスをチェックする役割を担っておりましたが、銀行はなかなかそのような役割を果たせなくなってきました。そうした中で、普通諸外国ですと社外取締役が必ずボードにはいっており、こうした方が株主の視点で経営をチェックしていくのですが、このような仕組みが日本にはまだ定着しておらず、昔の仕組みから新しい仕組みへの端境期ということで、ガバナンスがあまりうまくいっていないという指摘です。そのため不祥事が起きることと、なかな

か収益率があがらないということがあり、会社法の改正を行いました。しかし経団連等はかなり反対をしております、これをまとめることは非常に難しかったです。しかし今回の阿部政権の成長戦略の中で、最初に取り上げられているのがこの会社法の改正です。個別に色々な予算をつけていくよりも、企業そのものの体質を変えていくことによって、収益性の高い企業、ひいては日本経済というものを作っていく必要があるということに基づき、この会社法の改正を成立させたところでございます。

他に、児童ポルノ法の改正というものがありません。これも実は価値観の対立が激しく、与党の中でもなかなかまとまらないということで、6年位前に国会にかかったまま先送りをずっと続けてきた問題です。

日本とは世界で児童ポルノの輸出国として非常に悪名高い国になってしまっております。諸外国では、児童のわいせつな写真やビデオ等はかなり厳しい犯罪として扱われておりますが、日本につきましては、実際に児童を誘拐する等すればもちろん犯罪になりますが、児童ポルノを所持していたり、販売していたりということについての罰則が極めて甘い、所持についてはそもそも罰則にもなっていないということで、アメリカ等からも毎年指摘をされておりました。先日オバマ大統領が日本に来られた時、集団的自衛権のことを含めて色々な演説をされましたが、その中で40~50秒を取って児童ポルノの話もされておりました。これも行わなければならない在庫の一つということで、この国会で処理を致したところでございます。

他にも、親子関係というものが非常に揺らいでいるところがございます。昨年民法の婚外子訴訟というものがございました。従来日本の民法では、結婚をしていない、愛人との間につくったような子どもについては相続割合が1/2ということでしたが、これが不当な差別ということで、最高裁でこの民法の規定が違憲立法であると決定されました。そして今、六法全書を見ると書いてある法律が違憲だと、要するに無効だということになったことで、民法を変えなければならないと、昨年それが非常に大きなテーマになりました。しかしこれは、伝統的な自民党の保守系の方が言う家族観となかなか相容れず、要するに嫡出子と愛人との子供の相続割合が一緒等ということにしては、家の制度が保てないではないかという長年の主張があり、手を付けると必ず自民党が大騒動になるという分野でした。しかし裁判所にこの法律が無効だということを決められたので、これを三権分立の中で何とか処理をしなければならないと、処理を致しました。

その他にも先週、親子関係でDNA鑑定をし、親子関係を否定することができるかどうかという訴訟の最高裁の小法廷の決定が出たところござ

います。親子関係とは社会の基本中の基本でございます。日本は明治以来一貫して、家という単位で物事を考えてきました。ところがそれが実際には核家族化をしていたり、あるいは昔であればDNA鑑定がなかったので、一度親子関係ができてしまえばそれを後から否定する決定的な材料はなかなか出てきませんでした。最近の医学、科学技術の進歩に伴って、親子関係も非常に不安定になってきたという中で、社会の根幹のルールというものが今大きく揺らいできているという所がございます。これにつきましては、最高裁の決定が出たのですが、やはり立法によって新しい親子関係の規定というものを作らなければならないのではないかという問題提起が、最高裁からもなされたところ。これは恐らく今後の課題として、色々な議論がなされていくことだろうと思っております。

法務部会ではこのような話をしておりますが、どうもややこしいことが多い一方で、なかなか事に繋がらない、実は弁護士会も所管しておりますが、弁護士会のご存知の通りあまり自民党支持ではございませんので、支援団体がいない等、あまり良いことがなく、皆さんやると疲弊をするポストであり、私も少し疲弊をしている部分があるかと思っております。他に法務部会は、特定秘密保護法案や憲法改正、憲法そのものは所管していませんが、憲法改正に伴って、民法や刑法の規定が必ず影響を受けますので、そうした部分の所管ということで、かなり幅広い案件、契約関連や刑事罰といったものが絡む案件は、ほぼ絡んでくるということになります。また外国とのビザの問題等も絡んでくるといった仕事をしております。

集団的自衛権の問題というものが、国会で一番盛り上がったところでございます。集団的自衛権は、先日国会で閣議決定をされたわけですが、ご存じの通り世論調査の結果には非常に影響を与えておまして、滋賀県の知事選が負けたのもここに原因があるのではないかと言われております。集団的自衛権を閣議決定したということがどういったことであるか、まずファクトとして押さえておきたいのですが、閣議決定をしたからといって、集団的自衛権が行使できるようになったわけではありません。日本は三権分立でございますので、閣議決定をしたということは、政府の方針として、集団的自衛権に関係した法案を国会に提出するという意思を固めたということでございます。実際には国会にその法律ができて、国会の中で審議をされ、国会が国権の最高機関としてこれを承認するというプロセスがなければ、集団的自衛権は全く行使可能にはならないということです。さらに、恐らく現在の防衛出動等の枠組み、現在の有事法制の枠組みの中でも、実際に武力を行使するにあたっては、例え法律が認めていたとしても、国会がその都度承認をするという仕組みになっており、集団的自衛権につきましても、当然そのよ

うになるうと思います。したがって法律の枠組みができたうえで、さらに個別の案件について、国会が判断するということになります。

諸外国もそのような仕組みを取っていることが多く、例えばドイツについては、NATOの一員なので、アメリカの同盟国ということになりますが、アフガンのテロとの戦いについては兵を出しましたが、イラクについては、独自の情報によると大量破壊兵器があるかどうかは不確かだということで、国会はこれを承認せず、軍を出さなかったという、案件ごとに判断をしております。そしてその判断をするのが、政府ではなく国会であるということです。

解釈改憲だと言われておりますが、解釈改憲ではないということも押さえておかなければいけないと思っております。すなわち、現在の憲法第9条においては、自衛権の行使とは禁止をされていないということが、憲法に関しての終審であります。最高裁の判決によって明示をされております。

この最高裁、砂川判決と言いますが、米軍基地に不法侵入した人たちが有罪か無罪かを問う裁判でした。普通に考えれば当然有罪ですが、そもそも自衛権を認められていない日本において、米軍基地があること自体が違憲無効なのだとということで、無罪を主張した方がいたということでしたが、最高裁の判決においては、集団的個別的の別を問わず、自衛権というものは認められている、これは憲法から自然に認められているものだということです。これが唯一、日本の憲法について、最高裁が最終的に判断を示した事案でございます。この枠の範囲にはまっているということが、現在の憲法第9条の解釈の範囲ということになるわけです。これについて政府が、国会答弁等でさまざまな解釈を述べるわけですが、その最高裁の決定の主旨、そして憲法そのものの精神に基づいて、その時その時の時代背景、現実の余勢を踏まえ、政策判断として解釈を示すということが、政府の憲法解釈ということになるわけでございます。そうした中で、もともと自衛隊自体が違憲だとされていた時代から、自衛隊がなければ国民の幸福追求権が担保されないということで、自衛隊を容認し、海外のPKOについても参加をするようになり、これまでも時代の要請に応じて、解釈の変更ということは幾度になされてきております。今回についても、こうした時代背景、環境を踏まえての解釈の変更だということでございます。

今回なぜこの集団的自衛権が必要なのかということですが、複数の新聞を読まれている方は気づかれていると思うのですが、同じ国の新聞とは思えないほど論調が違うという状況になっております。日経はニュートラルな感じがありますが、朝日、東京、読売、産経、これはもう主張が違うのみならず、書いてある事実まで違うということになり、何が本当なのかかわからないということが起きております。私も街を回っていて、色々な方

ら集団的自衛権の話をされるわけですが、だいたいどのような感じで話しかけてこられるかによって、その方が何の新聞を読んでいるのかが手に取るようにわかるという状況です。朝日と日経だけ読まれている方には、読売と産経も併せてお読みになることをお勧めしたいと思っております。

今この集団的自衛権、なぜ必要かといいますが、当然国際的背景が5年前とは全く異なっているということがございます。巻き込まれ論と言って、集団的自衛権を使えるようにすると、日本が戦争に巻き込まれるのではないかと議論する方がいらっしやいます。この巻き込まれ論というのは、米ソ冷戦の構造の中で、日本が例えばベトナム戦争、朝鮮戦争といった所に巻き込まれるのではないかと懸念があった時代に、よく言われたこととございますが、現下の国際情勢は、日本は巻き込まれることを心配する立場ではなく、国際関係の一番難しいフロントに立っているのが実は日本だということを忘れてはいけません。巻き込まれ論を心配するべきなのは、実はアメリカでございます。アメリカは中国との関係で、日本と違い地理的にフロントにないわけです。アメリカの中でも、これ以上深入りすると、日中、あるいは中フィリピンといった紛争に巻き込まれるのではないかと懸念する声がございます。日本としては、アメリカにここで手を引かれてしまっただけで、日本単独で今の状況を維持することができませんので、いかにアメリカを巻き込んでいくのかといったことを考えなければならないのが現状です。さらに言えば、アメリカは構造的に、もはや世界の警察の役割を果たすことができないといった状況になっていることを、オバマ大統領本人が明言致しました。

財政のこともあり、なかなか内向きになっているアメリカ社会というものが、これまでのように世界の紛争に関わっていきづらいつつという状況の中で、シリアの問題があり、ウクライナの問題が起き、そして中国もその状況を見て、南シナ海、東シナ海での先の交戦に出ているということになっているわけですが、こうした状況の中で、東アジア地域の安定を保とうとするならば、当然日本はこの地域で中国を除けば、最も防衛力の高い国でございます。日本とアメリカがしっかりと手を組んでいかなければ、中国の冒険主義というものを抑えることができない、抑止をすることができないといった構造に今なっているのです。このために今、集団的自衛権の行使というものを日本としては行っていかなければならず、そして今年の年末までに、どのような役割分担を日本とアメリカの間で軍事的に行うかという、日米のガイドラインの改定をすることになっております。それに間に合うタイミングで、集団的自衛権の行使を容認しておかなければならず、ガイドラインとは前回改定されたのが十数年前でしたので、今回のガイドラインでアメリカをうまく巻き込んでおくことができ

なければ、今後恐らく、ウクライナ的情勢、中東の情勢がさらに難しくなっていくというなかで、アメリカ自身がさらに東アジアの問題に対して及び腰になってしまうということが、予想されるわけでございます。一度そうなってしまうと、もはや手を付けることはできず、今中国が一生懸命行っているのは、アンタイ・アクセス・エリア・ディナリアル（近接拒否領域拒絶）で、沖縄から台湾・フィリピンと続く第一列島線といわれる範囲、小笠原からグアムに繋がっていく第二列島線という2つの範囲の中で、第一列島線の範囲の中には、そもそも米軍が活動できないように、入り込めないようにする、そして第二列島線の範囲の中では、中国は米軍のことを圧倒することができるようにするといった、長期的な軍事戦略をもって、軍事力を組み立ててきているわけでございます。アメリカも、なかなか単独で、第一列島線の範囲で従来のような影響力を行使できないといった状況にまできております。

1996年に台湾海峡危機というものがございます。このとき中国は台湾に向けてバンバンとミサイルを撃ったのですが、その時はアメリカ軍が空母を派遣致しました。アメリカ軍がその近海を空母で、影響力を示すだけで、中国としてはこれ以上してはまずいといったメッセージを感じ取り、ミサイルを打つことをやめましたが、昨今の状況では、アメリカがイージス艦をだしても、空母をだしても、あるいは防空識別圏（ADIZ）と言いますが、昨年中国は一方的に防空識別圏の設定をし、その時に米軍機が直ちにその防空識別圏の飛行したのですが、その後も一向に中国は態度を変えないといったことがあり、影響力をアメリカが誇示するだけでは、もはや怖くないというように中国が考えている状況に陥っております。

こうした中で A2、AD が、2~3年のうちに万が一完成してしまいますと、中国が次にすることは、まず台湾を抑えるということとなります。そのためには尖閣諸島、石垣、八重山という、台湾の地政学的に非常に要所になっている部分を抑える、すると台湾はもはや抵抗できないということになります。そしてこれを行うことがほぼ目に見えているという状況です。従って今年の日米ガイドラインの改定に間に合うように、米軍をよりサポートしながら、この地域の抑止力を維持していくという体制を作り、そのためには集団的自衛権を今行使可能にしなければ間に合わないといった背景があるわけです。こうした背景の中で閣議決定に至ったわけですが、恐らく朝日新聞を読んでおり

ますとその辺の文脈がスポッと抜けており、戦争を起こすのかといった声が出てきておりますので、朝日新聞だけを読まれている方は、かなり誤解をされている方も多いように思います。もし周囲にこのような方いらっしゃいましたら、実はこういう背景なのだということを説明して頂き、時間がなければ読売も産経も見てと言って頂けるとありがたいと思います。

法律自体はこの秋から来年にかけて、実際には国会で審議をされ、成立をするということになります。また色々な論調も出てくるかと思いますが、是非皆様のご理解を賜りますように、心からお願いを申し上げます。



- 稲見君 大塚拓先生、今日はようこそお出で頂きました。今日のお話、楽しみにしています。古谷パスト会長、3分間スピーチよろしくお祈りします。楽しみです。
- 江原君 衆議院議員・大塚拓先生、お忙しい中、ようこそお出で下さいました。本日の卓話楽しみにしております。何卒よろしくお祈り申し上げます。
- 寶積君 大塚先生、お忙しい中、本日の卓話ありがとうございます。
- 小澤君 対中韓外交、集団的自衛権、TPP 対応など日本の国運を左右するような重要な課題を抱えている今、重要な職責を担っておられ大変だと思います。益々のご活躍を期待しております。
- 坂本君 衆議院議員・大塚卓先生、卓話よろしくお祈り致します。
- 若松君 大塚先生、本日は卓話よろしくお祈りします。楽しみにして来ました。

2014~2014年度 ニコニコ累計額	771,500円
------------------------	----------

次の例会

第2副SAA 小室君 栗原(憲)君

8月5日(火) 12:30~13:30

外来卓話 大生病院・業務連携推進室長 中村 香様

「未来を可視化する~The future is Envisioned and Created.~」

